所保幼第１７６０号
令和４年９月２６日

保育施設利用児童　保護者各位

所沢市長　藤本　正人
（公印省略）

保育施設における濃厚接触者の特定・臨時休園の取扱い等の見直しについて

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多大なるご協力をいただいておりますことに、改めてお礼を申し上げます。

さて、本市では、これまで、保育施設で新型コロナウイルス陽性者が発生した場合は、令和４年７月２８日付狭山保健所長通知(狭保第７５０号)により、可能な範囲で積極的疫学調査を行い濃厚接触者の特定等を行ってまいりましたが、令和４年９月２１日付埼玉県保健医療部感染症対策課長通知(感対第８４６－５号)により、埼玉県においては、令和４年９月２６日から新型コロナウイルス感染者の「全数把握」を一部簡略化されることを踏まえ、令和４年９月２６日より、次のとおり見直しすることとしました。

保護者の皆様におかれましては、保育施設における感染拡大の可能性も否定できない状況であることを踏まえ、引き続き感染対策に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

１　濃厚接触者について

（１）施設内で陽性者が判明した場合

施設内で陽性者が判明した場合については、**濃厚接触者の特定は行わない**こととします。

ただし、陽性となっていない場合においても、十分な体調管理や感染防止対策を徹底してください。

（２）同一世帯内で感染者が発生した場合

同一世帯内で感染者が発生した場合は、在園児は濃厚接触者となるため、ご自宅での待機をお願いいたします。

この場合は、厚労省通知のとおり、濃厚接触者の登園停止期間について、この場合は、厚労省通知のとおり、濃厚接触者の自宅待機期間について、家庭内で感染対策を講じた日から５日間となります。

ただし、７日間が経過するまでは、検温等の健康状態の確認や、感染防止対策を徹底してください。

２　臨時休園の取扱いについて

濃厚接触者の特定を行わないことから、原則、臨時休園は行いませんが、陽性者及び１（２）に該当する園児は登園停止となります。

ただし、施設において５名以上の集団感染（クラスター）が発生した場合や、施設の職員が陽性となり、複数名出勤できないことにより保育の提供が困難な場合においては、一部又は全部休園とする場合がありますので、予めご承知おきください。

３ 保育料等の還付の取扱いについて

保育料については、従来どおり、登園日数に応じ日割り計算します。

給食費については、各園にお問い合わせください。

４ 適用開始日

令和４年９月 ２６ 日（月）より

５ その他

○園児や同居するご家族が、新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者となった場合には、通われる施設へ速やかにご連絡ください。

○毎日、園児及び同居のご家族の体温を計測していただき、どなたかに発熱等の症状がある場合は、原則としてご家庭での保育をお願いいたします。

○園児に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過するまでご自宅での待機をお願いいたします。

○新型コロナウイルスに感染した方や濃厚接触者に特定された方、感染が発生した施設や職業などを取り上げて、不要な詮索や情報の投稿等を行うことは、プライバシーの侵害に当たり、差別や偏見を助長する恐れがありますので、厳に慎んでください。

【問合せ先】 所沢市こども未来部 保育幼稚園課

℡04-2998-9126 Fax04-2998-9035

a9126@city.tokorozawa.lg.jp